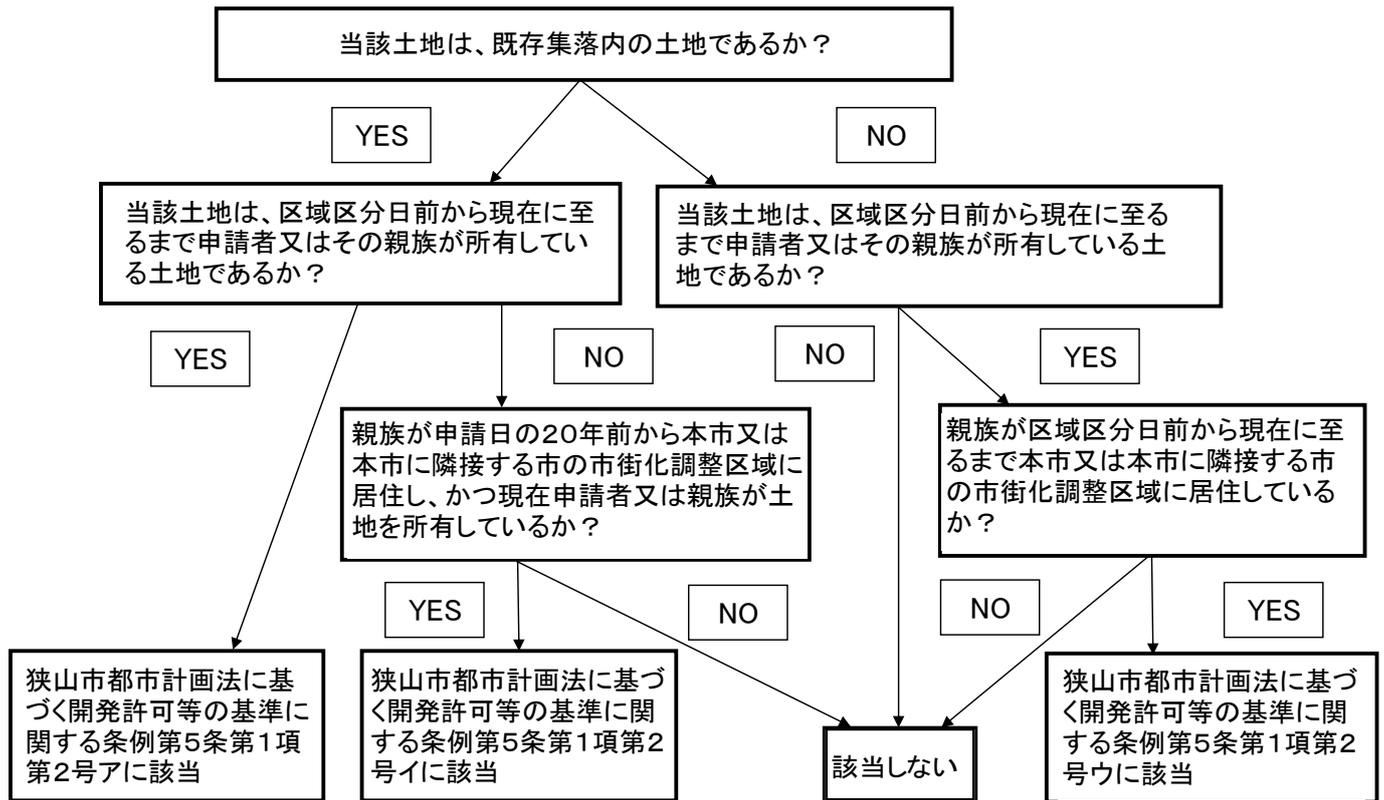


条例第5条第1項第2号 チェックシート

申請(相談)者氏名		土地の所在地	
共通事項			
1. 親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)であるか?	<input type="checkbox"/> 親族である。	<input type="checkbox"/> 親族でない。	
2. 自己の持ち家は、あるか?	<input type="checkbox"/> 無い。	<input type="checkbox"/> 有る。	
3. 当該土地の面積(路地状部分も含む)は、300㎡以上か?	<input type="checkbox"/> 300㎡以上。	<input type="checkbox"/> 300㎡未満。 ⇒ <input type="checkbox"/> ただし書き適用可 <input type="checkbox"/> ただし書き適用不可	
4. 前面道路が国県道及び私道の場合、都市計画法第32条同意が得られるか。	<input type="checkbox"/> 得られる。	<input type="checkbox"/> 得られない。	

※該当地が農地の場合、農業振興課及び農業委員会との調整が必要となります。



相談票に添付していただく書類(すべて写し可)

< 条例第5条第1項第2号ア・ウの場合 >

- ・案内図
- ・理由書
- ・申請地の都市計画図
- ・区域区分日前から居住している親族の住民票※ウの場合のみ
- ・土地謄本(区域区分時から現在に至るまでの所有が連続して明らかなもの・合筆した筆の土地謄本も含む)
- ・公図
- ・申請者の住民票(本籍地が記載されているもの)
- ・区域区分日時の所有者と現在の所有者と申請者までの連続した戸籍謄本
- ・親族の住民票(申請者以外が申請地を所有する場合)(本籍地が記載されているもの)
- ・賃貸借契約書(契約期間内であるもの)
※同居等で契約が行われない場合は建物謄本

< 条例第5条第1項第2号イの場合 >

- ・案内図
- ・理由書
- ・都市計画図(申請地及び20年居住者住所の各1部)
- ・土地謄本
- ・公図
- ・申請者の住民票(本籍地が記載されているもの)
- ・申請者と20年前から現在まで居住している親族までの連続した戸籍謄本(改製原戸籍含む)
- ・20年前から現在まで居住している親族の住民票(本籍地が記載されているもの)
- ・賃貸借契約書(契約期間内であるもの)
※同居等で契約が行われない場合は建物謄本

参 考

(親族の範囲)

民法第725条

左に掲げる者は、これを親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

